

第1回津島市水道料金等審議会議事要旨

日 時 令和6年10月25日(金) 午後2時～午後3時
場 所 津島市役所5階第1委員会室
出席委員 7名
欠席委員 3名
事務局 9名

資 料 ・次第
・津島市水道料金等審議会委員名簿
・津島市水道料金等審議会資料
・諮問書(写)

1 開会

2 市長あいさつ

3 会長の選出

津島市水道料金等審議会条例第4条の規定に基づき、伊藤雅一会長を委員の互選により決定。

4 諮問

5 副会長の選出

津島市水道料金等審議会条例第4条の規定に基づき、服部映次副会長を委員の互選により決定。

6 審議会資料に関する説明と質疑応答

●事務局

「津島市水道料金等審議会資料」を用いて、津島市水道事業の概要、財政収支の状況、今後の津島市水道事業の見通し、料金改定の必要性などについて説明。

○委員

組織の合理化として職員を半減させ、外部委託を凶ったとのことですが、外部委託に係る費用はどこに含まれますか。

●事務局

審議会資料 P10 の営業費用の委託料に含まれます。

○委員

職員給与費の減少に対して、委託料の増加が大きい可能性はありませんか。

●事務局

手元に資料を用意していないので、明確な数字はお答えできませんが、金額的には、職員給与費の減少より委託料の増加の方が大きいです。

○委員

その場合、職員数を減らしたことが有効とは言えないのではないのでしょうか。

●事務局

単純比較ではなく、トータルでの比較が必要です。

○委員

具体的な数値を提示いただいたうえで、判断する必要があると考えます。

◎会長

次回、具体的な数値を提示してください。

●事務局

資料を準備します。

◎会長

審議会資料 P21 の 60 億の投資は必要最小限か、どの程度の必要性がありますか？

●事務局

神守配水場の電気設備（6 億強）、又吉配水場の自家発電設備の更新、管路耐震化、管路老朽化対策の費用であり、必要最小限の金額を算出しています。

○委員

他市町の状況、現状の単価、今後の値上げ予定について資料が必要です。

●事務局

次回、他市町との比較資料を提示します。

○委員

配水池はどこにありますか。

●事務局

配水場の敷地内にあります。

○委員

水道事業が実際に収益を上げているか確認するため、有収水量等の具体的な数値も知りたいです。

●事務局

次回提示します。

○委員

有収率という指標があるということは、水道料金を払っていない世帯があるということですか？

●事務局

有収率という指標は、全ての世帯から徴収した水道料金を配水場から各家庭へ送る水量で割ったもので、一部漏水等により料金徴収ができない水量はありますが、支払を行っていない世帯があるわけではありません。

○委員

独立採算制は絶対厳守の制度ですか？

●事務局

大原則であり、独立採算を行うのが水道事業であります。ただし、繰入金を受け取っていないわけではありません。

○委員

道路や公園は誰もが使うものであり、使いたい人を排除できないので税金で運営します。一方、水道事業は、使う人や使う量が特定されるので、税ではなく、利用料金という形で運営します。これが独立採算制の原則です。ただし、独立採算制の原則にも例外があります。例えば、火災の際に利用する消火栓は、特定の人ではなく消火という行政目的のために使うので、一般会計から税が充てられます。

○委員

現状の料金設定について情報を提供してほしいです。

●事務局

次回以降の審議会資料に具体的数値を記載いたします。

◎会長

他市町との比較を含めた資料を準備してください。

◎会長

本日の審議で、現状の確認と料金改定の必要性について理解が得られたと思います。次回は事業継続のための具体的な料金改定率について検討します。

◎会長

次回は、12月13日（金）14時、同会場にて実施いたします。